

## 第12号議案

芦屋市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市社会教育委員に関する条例（昭和25年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第2条 委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（補則）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第5条及び第6条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市社会教育委員に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

## 参 照 1

### 芦屋市社会教育委員に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い，社会教育委員の委嘱又は任命の基準を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

(1) 社会教育委員は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者，学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命することとする。(第2条関係)

(2) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

(1) 平成26年4月1日

(2) 改正後の条例による委員の委嘱又は任命の基準に係る規定は，施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

社会教育法抜粋（平成26年4月1日施行）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準，定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は，当該地方公共団体の条例で定める。この場合において，社会教育委員の委嘱の基準については，文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令抜粋（平成26年4月1日施行）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。